

西橋本みたけこども園 重要事項

1 事業者の運営主体

R2.4.1

事業者の名称	社会福祉法人東の会
事業者の所在地	神奈川県相模原市中央区下九沢 980
事業者の電話番号	TEL042-700-0277
代表者氏名	理事長 今井徹

2 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園						
名称	西橋本みたけこども園						
所在地	神奈川県相模原市緑区西橋本 2-20-12						
電話番号	TEL042-700-6688						
施設長氏名	園長 今井徹						
開設年月日	保育所開設 平成23年4月1日 こども園移行 令和2年4月1日						
利用定員(年齢別) (定員を超えて柔軟な受入を行う)	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	クラス	たんぽぽ	もも	さくら	すみれ	ゆり	ばら
	1号				1人	2人	2人
	23号	10人	10人	10人	10人	10人	10人
取扱う保育事業	延長保育						

3 施設・設備の概要

敷地面積	479.82 m ²	
園舎	構造	鉄筋コンクリート造3階建て
	延床面積	479.56 m ²

4 施設の目的、運営方針

目的	<p>認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行ない、これらの子どもの健全な成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行なうことを目的とします。</p>
運営方針	<p>良質な水準かつ適切な内容の教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健全に成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。</p> <p>教育・保育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意志及び人格を尊重して教育・保育を提供するよう努めます。</p> <p>利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行なうとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。</p>

5 職員体制

施設長(園長)	1人 (資格:保育士)
保育士	22人 (常勤:14人、非常勤:8人)
保育補助	0人 (非常勤0人)
調理員	5人 (非常勤5人)

栄 養 士	1人 (常勤:1人)
その他 (嘱託医)	3人 (非常勤:3人) 園医、歯科医、薬剤師

平成31年4月1日時点の体制である。

員数は、入所児童数、保育の状況、職員の勤務状況、園運営の状況によって変動する場合があります。

6 保育・教育を提供する日

開所日	月曜日から土曜日
休所日	日曜日、祝日、年末年始 (12月29日から1月3日)

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開園時間

月曜日から金曜日	午前7時00分から午後7時00分まで (延長保育時間含む)
土曜日	午前7時00分から午後6時00分まで

(2) 教育標準時間認定に関する教育時間

月曜日から金曜日の教育時間	午前9時00分から午後1時30分まで
---------------	--------------------

(3) 保育標準時間認定に関する保育時間 (11時間)

月曜日から金曜日の保育時間 (11時間)	午前7時00分から午後6時00分まで
土曜日の保育時間 (11時間)	午前7時00分から午後6時00分まで
延長保育時間	午後6時00分から午後7時00分まで (土曜日を除く)

(4) 保育短時間認定に関する保育時間 (8時間)

月曜日から金曜日の保育時間 (8時間)	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間 (8時間)	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝: 午前7時00分から午前8時30分まで 夕: 午後4時30分から午後7時00分まで

8 嘱託医

医療機関の名称	医療法人仁相会小俣医院
医師名	小俣明弘
所在地	相模原市緑区橋本 8-3-37

9 嘱託歯科医

医療機関の名称	塚田医院歯科
医師名	塚田美紀
所在地	相模原市緑区橋本 1-17-20

10 指定避難場所

保育所近隣の一時的避難所、広域避難場所は次のとおりです。

一時避難所	平和公園
広域避難場所	旭中学校

11 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名	副園長	二ノ宮麻理子
相談・苦情解決責任者	氏名	理事長	今井徹
第三者委員	谷口優子	弁護士	
	長沼正夫	評議員	
	笹野笑子	ボランティア	
	代表電話番号		

受付方法: 面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

玄関ホールに「園長への手紙のポスト」を設置しています。